

吳市長の  
回答

最後の回  
答を要求

一、二局 面 急 轉

一月二十七日午後三時村井總領事はわが四ヶ條の要求貫徹に對し豫め政府より受領せる訓令に基き、最後の腹を定めて吳市長と上海市政府に訪問した。

その交渉の内容は詳細に述ぶることけ出來ないが民國側の態度は依然として誠意を示すものでなかつた。

茲に於て總領事は最早口舌を以て樽俎の上に折衝するの餘地なしと認め、最後通牒的の警告を發し、二十四時間以内（二十八日午後六時迄とす）に明確なる回答を與へられ度しと述べ辭去した、民國側に於ては今更ら日本の強硬なる態度に恐慌を來たし、午後四時より銀行公會に於て各界領袖者の緊急會議を開き、日本側の要求全部を

軍令部戦史編纂原稿紙乙（花崎納）

一九三〇

2355

容れ、抗日團體の解散を市政府當局に勸告した

支那銀行界の懸念とするところは、日支間の衝突によつて公債上莫大なる損害を招くは勿論、當地經濟界を根底より破壊し、延いては國民政府の生命を脅かす原因を生ずるに至るべしと言ふのであつた。

市政府に於ては此の間の形勢を懸念することは勿論であるが、從來民衆に對し寧ろ愛國運動として抗日救國運動を奨励しつつあつた關係上、遽かに日本側の要求に屈服すること困難なる立場にあり面子上より種々の手段を弄してわが總領事館に數次非公式に申入れたのであつた。然し事茲に至つては如何ともする手段なく、遂に餘議なく承認することとなり一月二十八日午後三時十五分、吳

平全部戦史編纂原稿紙乙(花崎納)

一三〇

18. 10.

2356

吳市長の  
回答

市長より左の正式の回答を領事館に送つて来た

(譯文)

吳鐵城ヨリ村井總領事宛

中華民國二十一年(昭和七年)一月廿八日附

拜啓陳者一月二十日貴翰ヲ以テ日本僧侶天崎及水上、其  
信徒後藤、黒岩及藤村等五名カ本月十八日午後馬玉出路  
附近ニ於テ毆打負傷セシメラレタルニ付四項ノ條件ヲ提  
出シ之ヲ接受セラレンコトヲ要請マシト趣御申越有之敬  
承致候本件發生ハ誠ニ不幸ニシテ本市長ハ深ク遺憾ノ意  
ヲ表シ候本件ハ傷害事件ニテ法ニ明ナル次第ナレハ事  
件發生當日報告接到後直チニ公安局ニ嚴重命令シ期限ヲ  
限り犯人逮捕ノ上法律ニヨリ處斷スルコトト致候、尙凡

軍令部戦史編纂原稿紙乙(花崎納)

二三〇四

(8. 3 10.)

2357

テノ被害人ノ醫藥費及慰藉金ハ本市長ニ於テ斟酌ノ上支給シ同情ノ意ヲ表マルコトト致ス可候御來示中御提議ノ抗日運動取締方ニ關シテハ現ニ本市各界抗日救國委員會ハ越軌違法行爲アリタレハ已ニ主管局所ニ命令シ同會ヲ取消サシメタルカ之ニ類スル越軌違法行爲ハ本市長ニ於テ法治ノ精神ニ基キ取締ヲ命令シ其他ノ各抗日團體モ同時ニ取消方命令濟ニ有之候條右様御承知相成度此段得貴

意候 敬具

この回答は一般に満足なるものとして受容られた、然し其字句に於て吾人は尙不満足なる點を發見するのである。

わが抗議の要點は日華兩國の國交を障害しつつある原因

軍令部戦史編纂原稿紙乙(花崎納)

兵力行使  
の中止

としての抗日會の解散を要求したるに對し、彼は越軌行為としての抗日運動取締を承諾したに過ぎないのである。この點は屢彼が法に照して取締を行ふと宣言したところのものであつて回答は從來に比して稍其の辭句に於て穩當なりしのみであつた。

然し兎も角も、此の回答は文面に於てわが要求を容れたるものであるから、村井總領事は之に満足の意を表し鹽澤司令官は我兵力行使を停止するに到つた。

回答を受け取つた時はわが陸戦隊は既に着々豫定の計畫に従つて、將に兵力發動の實施準備を爲しつつあつた時であつた、この回答到着によつてわが海軍の豫定行動は辛らじて停止することを得た。

軍令部戦史編纂原稿紙乙（花崎納）

一〇三三

(8. 10.)

上海租界  
協同防衛

その歴史

軍本部歴史編纂原稿紙乙(花崎納)

是に於て今回の事件も危機を脱し息詰まる如き兩國の悲感もここに光風霽月を見んとするに至つた。

然るに不幸にも些細なる支那側の不注意によつて忽如としてこの夜事變が勃發した、これに就ては更に章を改めて詳述するであらふ

上海租界の防衛問題は古き歴史を有するものであつて一朝一夕にして今日の状態となつたものではない、その濫觴は嘉永六年一八五三の太平賊の亂當時であつた、而してその最初の協同防衛戦とも稱すべきは安政元年一八五四の *Battle of mud* 四月三日(太陽曆)に起つた所謂泥地戦争 *the first* *of mud* であつた。

當時上海城内の賊を攻撃中であつた清の官軍は屢租界に

一三四頁

亂入し且租界内に避難した支那人の中にも浮浪の徒があつて紛擾を起し、外人の財を掠め一時租界の治安は保たれ得ざるが如くに見えた、そこで英國領事は外人總會を開いて中立嚴守の爲めに武力を以て自衛するか、若くは一時難を避けて引上げるかと言ふことを<sup>(謀)</sup>料つた、然るに外人一同は武力自衛の策を立て中立を嚴守することに議を決した、然るに外人中に私かに兵器を賊軍に供給したるものがあつて中立は自然に破れ、官軍は怒つて租界を攻撃するに至つた、其の數二萬餘人と言はれた、之に於て英國領事は翌四月四日を限り官軍の撤退を要求したが支那一流の茫乎たる外交辭令に接したので其の誠意なきを憤り遂に英米兩國の陸戦隊及義勇軍合して約四百人の

軍令部戦史編纂部稿紙乙(花時納)

2361

義勇軍の  
起因

兵は略今の南京路の線を守り洋涇濱附近に砲列を制いて官軍を砲撃し之を撃退したのであつた、當時此邊一帯は水溜多く一面の泥濘地であつた依つて此の戦闘を泥地戦争と稱したのである。

上海義勇隊が建設されたのも此年（安政元年一八五四年）であつた爾後支那の内亂に對して租界は嚴正中立の態度を採り且武力を以て其の治安を維持すると言ふ觀念が一の通則となつたのである。

最も佛蘭西は此時英米聯合軍とは小しく異つた経路を採つた即ち黃家渡にあつた天主堂が匪賊の爲めに危険に瀕するに至つた爲め佛國陸戰隊は官軍を援助して共に匪賊に當り官軍は遂に安政二年一八五五年二月十七日（陰曆正月元旦）

軍令部戦史編纂原稿紙乙（花崎納）

軍令部歴史編纂原稿紙乙（花崎納）

上海城を陥れ賊首領劉麗川以下を屠つた、而して佛租界  
は此の報酬として佛國に與へられたものである

其後万延元年 一八六〇 長髮賊が上海を攻撃し來つたとき  
豊二〇年

にも英米及義勇軍は租界の安全保障の爲め清軍を援けて  
防備を嚴にし佛軍は積極的に清軍を援けて賊を撃退した

ワード（H. H. Ward）が道臺及商人等より資金を出さしめ

外人の義勇兵を募集して所謂常勝軍を組織したのも此の  
時のことである。

これが機縁となつて文久二年 一八六二 再び長髮賊が上海  
同治元年

を攻撃したときは常勝軍は之を撃退して租界を守りまた

會國藩はゴルドン Gordon 將軍に屬し常勝軍を率ひ各地

に轉戦し遂に元治元年 一八六四 六月南京城に天王洪秀全  
同治三年

一三七〇

昭和二年  
の事變

を攻めて之を滅したのであつた。

之より上海は外國人の武力の下に安全なる避難所たるこ  
とが實證せられ急激に發展して今日の基礎<sup>繁榮の</sup>を形さし制つ  
たのである。

而して現在上海共同租界には其權下に軍隊、義勇軍  
、、を持つて居る、一つの自治行政機關が兵力を擁し  
て居ることは他に殆んど其例を見ない、換言すれば共同  
租界は一の小國家の體を成して居る、そこに上海租界共  
同防備問題には特別の意義を持つて居るのである。

我海軍陸戰隊が上海の協同防衛に大なる割役を演ずるに  
至つたのは昭和二年革命軍が北進し租界の安寧が危険に  
頻するに至つたときであつた。

軍令部戦史編纂原稿紙乙(花崎納)

當時の租界協同防衛の爲めの一般方針は次の如きものであつた

- 一 租界内の治安維持に任ぜしむる爲め内部保安隊(Internal Security Force)を直き日、蘭、葡、の陸戦隊、米海兵隊、英サンオイク聯隊、上海我勇隊、上部局巡査の一部を以て編成する、
- 二 上海防備隊(deterrence force)を直き主として英陸軍(一萬四千)英海軍陸戦隊(二十二百)
- 三 日本陸戦隊以外列國軍は上海防備隊ダンカン少將(英)の指揮を受く
- 四 佛租界は佛軍之を防備す
- 五 佛租界以外の主要工場建物等は當該國の軍隊を以

共同防備  
計畧の改  
止

て之を守備す

各々の受持守備區域は別圖の通りである

即ち圖に見る如く我海軍陸戰隊の防備區域は虹口及北  
四川路一帶に且つたのであるが當時多數の日本人が居住  
せる北四川路越界地區を租界同様に防備するは英軍指揮  
官に於て難色ありしか如く、當時の我陸戰隊指揮官植松  
（裸唇）大佐は遂に夫れ等の反對を排除して同地區を我  
防備區域に編入し以て居留民の現地保護を完ふすること  
が出来たのである。

其後共同防備の具體的条は幾多の問題を残して居つたか  
昭和六年五月頃より従来の共同防備受持區域其他の規定  
を修正すべき議起り英軍指揮官フレミング少將は之が腹

軍令部戦史編纂原稿紙乙（花崎納）

180

8. 10. 1

2366

案を立て數回に亘りて我か陸戦隊指揮官栗山（昌生）海軍大佐並に各國派遣軍指揮官と公式非公式の會合を重ね同年十二月十八日成案を付左記諸官は上司の承認を條件として該協定案に署名したのであつた

英國軍指揮官「フレミング」少將

米國海兵隊第四聯隊指揮官「フーカー」大佐

日本海軍陸戦隊指揮官篠島（具重）大佐

上海共同租界工部局議長「マクノーデン」氏

上海義勇隊長「トーマス」大佐

上海工部局警視總監「マルチン」氏

佛國軍指揮官「マルケール」大佐

軍令部戦史編纂原稿紙乙（花崎納）

(8. 3 10.)

而して本協定（上海租界共同防備計畫草案）の内容は略左の如きものであつた。

→ 共同租界及其の附近に於ける外國人の生命財産の保護は工部局の責任であつて之が爲工部局は警察及義勇隊を維持す、

→ 若し工部局が鎮壓し得ざる内部的動亂及外部よりの攻撃に對しては本協定により各國軍隊は共同租界及佛租界を防禦す

→ 協同防備計畫を實施すべき地區

下水處分所（含まず）—— 寶安路、狄思威路—— 境界に至り線<sup>グレシ</sup>上格蘭路の端より北東に流るる河に沿ひ  
軍工路—— 租界東部境界線—— 黃浦江より共同租界及

軍令部編纂部原稿紙乙（花崎納）

佛租界の點に至り——海格路と直<sup>ダイ</sup>飛<sup>トウ</sup>路との交叉點より法華路——瀧<sup>タニ</sup>鐵路——鐵橋に至り酥州河に沿ひ四<sup>シ</sup>鐵<sup>テツ</sup>路橋より租界に沿ひ江西路交叉點より北折して鐵道に至り——鐵路に沿ひ虹口公園、

四<sup>シ</sup>行<sup>コウ</sup>の地區内には外國人の生命財産に脅威を興ふる如き如何なる軍隊、團體、個人の外部よりの侵入を許さず、

と言ふのであつて、我海軍陸戦隊が受持たる區域は

北河南路(含まず)以東の租界即ち虹口及楊樹浦方面並に北四川路より虹口公園一帯に亘る越界地區であつて西は淞滬鐵道線路を以て境界として居つた

(圖参照)

而して指揮系統としては

六叔軍隊は先任聯合軍指揮官の指揮を受け、唯共同動作を採るに止め、且日本人義勇隊は義勇隊指揮官の麾下を離れ我陸戦隊指揮官の麾下に入り、只軍政上の區處を固有の隊長に受くるのみとした

七、尚右し日本陸戦隊受持區内に弱點を生じ其保護を必要とする場合には臨時木崎海兵隊分遣隊を使用することを付と言ふ規定があつた

共同防備に比する列國軍隊の兵力（一月二十八日現在）及受持區域等は左の如くであつた（圖参照）

八、日區—上海義勇隊（輕騎隊、木隊、砲兵隊、裝甲車

隊（但日本隊缺）及英軍大隊の銃隊一個中隊

軍令部機密檔案第乙（花崎納）

一五五

(8. 3 10.)

2370

共同防衛  
と残留  
民

一、四四九名

C 區 - 米國海兵隊第四聯隊 一、二五四名

D 區 - 英國軍一大隊（缺一箇中隊） 二、一六三名

佛租界 - 佛軍

また伊太利海軍陸戰隊はD區内ロビンソン路より以北蘇州河に至る地區を分擔したと言ふことであるか其期日兵力等は明かでない、

上海事變勃發當時に於ける在上海邦人は二萬五千五百三十五人であつた、然し實數は之れ以上で約三萬人であらふと推定せられて居つた、

上海に於ける外國人の數は近年に於て我國（内地人）を以て最大とし英國之に次ぎ露西亞、米國の順にて五十一

軍令部戰史編纂原稿紙乙（花崎納）

一四五〇

8. 10.

(以下略)

各國居留民の數	共同租界	越界地域	佛租界	總計
日本(朝鮮等ヲ除ク)	一、二七、八八	四、六九〇	五、一八	一、八七、九六
英	四、六〇六	二、六一五	二、三二八	八、四四九
露	一、一五	三、七四	一、八七九	七、五六六
米	一、一四五	四、六三	一、五四一	一、一四九
印度	一、七五八	八四	一	一、八四二
葡	八四七	四八五	二六七	一、五九九
獨	五、一四	一、〇九	五九七	一、一四〇
佛	一、五九	一、九	一、一〇	一、四〇

軍令部調査課編纂乙(花嶋納)

一四六頁

(8. 3 10.)

軍司令部編纂部編纂(花崎納)

總計 二六九六五 九五〇六 一、七、七五 四八、八〇六

右表に於て共同租界に居住する日本人の八割は虹口と構する地區に居住するものであり、また越界地區居留者の九割までは北部越界地區即ち北四川路一帶に居住して居る、

この方面の外人居留民は總計に於て五千三百八十八人であるかこの中の大部分が日本人であることは言ふ迄もないことである

従つて今回の共同防備計畫に於て直接我軍の防備我軍の防備下に在りし在留邦人は約八割五分であつたか、事變勃發と共に避難の爲異動を生じ我受持區域外の邦人は殆んど内地右くは受持地、區域内に收容せられたる狀況であつた

一四七〇

(8. 10.)

我投資事業に對する防衛

我投資事業に對する防護としては楊樹浦方面にある

公大第一紗廠（租界外）第二紗廠（楊樹路）

上海紡第一工場第二工場（楊樹路）第四第五工場（<sup>格</sup>蘭路）

明華製糖會社（楊樹路）

同興紡績第二工場（右同）

三井木棧（右同）

大康紗廠（右同）

裕豐紡績工場（右同）

三井製粉（黎平路）

東華紡績第二、第三工場（華德路）

東方製氷會社（蘭路）

等の主なる工場は直接我軍の防備區域に保護せられ、

軍令部戦史編纂原稿紙乙（花崎納）

一四八頁

(8. 3 10.)

2374

西部工場地帯に在りし  
 内外綿本部事務所(才登路) クトロ 及第五七、八、十二、十五工場(同上)  
 及第三、四工場(宜昌路)  
 同興紡績第一工場(才登路)  
 寺江米國軍の防備區域に入り  
 内外綿第十三、十四工場(水月)  
 東亞製麻(水月)  
 日華紡曹家渡工場及喜和工場(ロビンソン路)  
 上海絹糸第一工場(曹家渡) ゼンイホ 同第二工場(新嘉坡路)  
 等は英軍防備區域に入つて居つたが  
 日本皮革(彈子灣附近)  
 中華皮革(吳家宅)

軍令部戦史編纂原稿紙乙(花崎納)

一四九頁

(8. 3 10.)

2375

## 戒嚴令

豊田紡工場（笠土渡路）  
セスワイールド  
 野村木材會社（波家渡）  
 東洋燐寸會社（右同）  
 東亞同文書院（徐家滙）  
 愛光舎（右同）  
 日華紡華豊工場（吳淞鎮）  
 寶山玻璃廠（八字橋）

等は共同防衛の區域外になつたのであつた  
 尚浦東側に於ける諸工場は直接防備區域の外であつたか  
 今回の事變には戦區より遠き爲別段の損害もなかつた、  
 一月二十五日、二十七日、協同防備委員會が開催せられ、  
 最終的の防備計畫が決定せられた、即ち（一）日本軍が軍事

軍令部戦史編纂局稿紙乙（花崎納）

行動を起さざるべからざる形勢に立至らば上野局は戒嚴令を布告すること(一)戒嚴令發布の場合には各國軍は變に協定せる、協同防備計畫草案の協定に基き配備に就くこと(二)同文書既は英軍受持つこと等であつた、而して更に翌二十八日午前九時三十分、爭突前の最終の防備委員會が開かれた、席上英國駐屯軍指揮官フレミング少將は同日午前七時三十分日本軍指揮官より一月二十九日の隊定行動に對する隊告を接受したる旨を報告したのであつた、また上野局議長は當日午後五時より戒嚴状態に入るべき隊定なる旨を料り全習の同意を待同時刻を以て戒嚴令を布告するに決した。

同日午後四時には戒嚴令實施に關する領事團會議開催せ

軍令部戦史編纂原稿紙乙(花崎納)

（花島町）

られ村井總領事は、市長より、我要求全部を受諾せる旨の通告を受けたる旨を報した、而して、此時既に戒嚴令は發せられたのであつた。

PROCLAMATION

~~DECLARATION~~ OF A STATE

Settlement of Shanghai by virtue of the power and authority in it vested. hereby makes Proclamation that from 4. p.m. on Thursday.

January 12. 1938. a STATE OF EMERGENCY exists and authorizes the adoption of all requisite measures for the maintenance of order and Good Government of the Settlement.

BY ORDER.

J. R. JONES...

Secretary.

Council Chamber...

Shanghai. January 13 1932

141

(8.3 10)

布の意譯は次の如くである

一 佈 告

戒嚴状態の宣言

上海外國相界參事會は、その與へられたる權能によつて茲に一千九百三十二年一月二十八日（木曜日）午後四時より戒嚴状態に入ることと宣言し、居留地界の秩序と、善き行政を維持する爲めに、必要なる總ての手段を行使する權能を發動す

依命 J、R、ジョーンス、總理、

上海、一九三二、一月二十八日

この宣言によつて米英佛伊各國の軍隊は直に受持區域の

軍令部歴史編纂部編纂乙（花時納）

一五二頁

(8. 3 10.)

2379

找か軍の  
配備  
避る

警戒配備に就き或は武装兵士を上陸せしめ以て、租界境  
界に於ける防備を施すこととなり午後五時頃概ね隊定の  
配備に就いた、わか海軍は隊め支那側の満足なる回答を  
得ざる場合に處直する爲め其の行使の實行に對する準備  
を有々として進めて居つた爲め、他の列國軍の如く單に  
租界防備に就くものと趣を異にし戒嚴發令時に於ては協  
同動作を採ることか出来なかつた、  
而して鹽澤司令官が領事館より尖市長より満足なる回  
答を受けし旨の通牒に按したのは三時半頃であつた爲め  
取り取へず隊定の兵力行使<sup>使</sup>の實施を取止め、且つ計畫準  
備等の變更の場合によつて、茲に多少の時隙を空過する  
こととなり、列國の兵力配備に避れて共同防備配置に就

軍令部戦史編纂部稿紙乙(花時納)

即ち列國軍が配置に就きたる時刻とわが海軍が配備に就  
 かんとしたる時刻との間に約七時間の差を生じたが、之  
 れは吳市長の回答によつて總領事館、第一遣外艦隊司令  
 部及陸戦隊との間の交渉其他に多少の経緯折衝を要した  
 爲めであつた、  
 然し不満足乍ら吳市長の回答か、全部わが要求を容れた  
 る以上、わが海軍が豫定計畫を変更して、戒嚴令の爲め  
 列國と共同防備の配置に就くこととなつたのは、蓋し當  
 然のことであつて、その實施時刻が列國と同一時に行は  
 れなかつたことは亦た已むを得ざりしものと認めねばな  
 らぬ、

かしこ  
 こととなつた、

軍令部戦史編纂原稿紙乙（花崎納）

一五五頁

(8. 3 10.)

2361

わが海軍の發動の狀況は次草に之を詳説するであらふ  
 工部局は右戒嚴の發令に次て二月一日左の如き戒嚴状態  
 に於ける指令を發布した。

軍令部戰史編纂原稿紙乙（花崎納）

1520

8. 10.)

PROCLAMATION.

EMERGENCY MEASURES.

Whereas a State of Emergency has been declared the Council for the Foreign Settlement of Shanghai hereby makes further proclamation for the maintenance of order and the good government of the Settlement:

1. AS from Monday, February 1, 1932, all persons except members of the police and defence forces and those duly excepted by the Council are required to remain indoors within the hours of 10 p.m. and 4 a.m.
2. No person shall
  - (a) loiter or take part in any public place;
  - (b) organise or take part in any assembly or demonstration or take any action that may cause a crowd in any public place without the written permission of the Council;
  - (c) deliver any speech or print publish distribute any document picture flag banner or any other device in the streets or in any public place or do any other act calculated to cause public alarm or a breach of the peace.
3. No person except members of the police and defence forces shall carry any firearm or weapon without a written licence from the Council.
4. Any person contravening any of the terms of this proclamation or interfering with the police or other duly authorized officers of the Council or usurping the authority vested in them or doing any act prejudicial to the good order and government of the Settlement will be arrested forthwith.

616

2383

149 =

5. All residents are assured that the Council is directing all its energies and resources towards the maintenance of peace and order and ensuring the safety of life and property within the area under its control.

By order,

J. R. Jones.  
Secretary

Council Chamber,  
Changhai, February 1, 1932.

2384

617

8.3.10.7

一五ノ

之に依り工部局は共同租界に於て次の如く禁令を發した  
 そゝ要するは  
 一 警官警備軍隊及許可せられたるものの外午後十時  
 より午前四時迄戶外に出るを禁す  
 一 各個人は左のことを禁せらる  
 A、街頭又は公共の場所に於てブラブラすること  
 B、許可なくして集會し、遊行すること  
 C、安寧を害するの恐ある制物、旗幟、等を街頭又  
 は公共の場所に於て發すること  
 一 許可なくして銃砲（火器）及武器を所持するこ  
 と  
 四 この且告に背き巡警を騷害し又惡意を以て當局の  
 執行に反するものは拘留す

軍令部制定憲法原稿乙（花時納）

一五九頁

8. 3 10.7

海軍の布告

六工部局管轄の範圍内に於ては住民の生命財産の安

回、安寧秩序の維持につき確保せらるる

と言ふのである。

わが海軍の實力發動以後に於ける警備狀況に就ては尙草  
を以て述ぶることとしやう

戒嚴令發布せらるるや、第一道外艦隊司令官 鹽澤（幸一）

少將は左記布告を發布した

戒嚴令ニ關スル布告

我海軍ハ工部局ノ發セル戒嚴令ニ依リ警備擔任區域内  
ノ直接治安ニ任スルコトトナレリ戒嚴中擔任區域内ニ  
於テ時勢ニ妨害アリト認ムル集會ヲ停止スル外戒嚴施  
行上必要ト認ムル諸件ヲ執行スルコトヲ布告ス

軍令部戦史編纂原稿紙乙（花崎納）

170

昭和七年一月二十八日

第一道外艦隊司令官

之に次で併せて支那側に對して南北方面の支那軍隊に撤  
 廠を要求し且つ敵對施設を撤去せんことを要求した  
 同時に麾下艦艇より陸戦隊を揚陸して武島陸戦隊指揮官  
 の指揮下に編入せしめた、  
 時に午後九時碼頭の暗に因々として因めく銃劔の聲先は  
 物安く武裝いかめしき部隊は<sup>海軍陸隊</sup>これ々々配直の部者に就い  
 たのであつた。

雨至らんとして風樓に滿つ、殺氣颯々として身に迫るの  
 息ありし<sup>めたか</sup>、<sup>か</sup>誰しも次の瞬間の驚天動地の亢景は豫想す  
 ることか出来なかつた

軍令部戦史編纂原稿紙乙（花崎納）

一六一

(8. 10.)

2387